

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合九州地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 23 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

夏季一時金

平成 27 年 6 月 22 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

福岡県	博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県	株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社 及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県	合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有 限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸 運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社 及び鹿商海運株式会社